

会 議 録

会 議 名	第 6 回小金井市市民協働のあり方等検討委員会
事 務 局	市民部コミュニティ文化課
開 催 日 時	平成 23 年 5 月 25 日（水）午前 10 時 03 分～午後 0 時 07 分
開 催 場 所	前原暫定集会施設・A 会議室
出 席 委 員	安藤雄太 委員長 川合彰 副委員長 白井亨 委員 吉田孝 委員 堀井廣子 委員 玉山京子 委員 飯野恭子 委員 今井啓一郎 委員 山路憲夫 委員
欠 席 委 員	千葉恵 委員
事 務 局 員	1 小金井市 コミュニティ文化課長 鈴木茂哉 コミュニティ文化課文化推進係主事 岩佐健一郎 コミュニティ文化課文化推進係主事 高野修平 2 小金井市社会福祉協議会 (1) 小金井市市民協働支援センター準備室 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子 (2) 小金井ボランティア・市民活動センター 地域福祉係長 小早川良信
傍 聴 の 可 否	可
傍 聴 者 数	1 人
会 議 次 第	(1) 協働を推進するための仕組みについて (2) 協働事業を推進するための方策について (3) 市民活動団体を育成するための方策について (4) 協働を推進するための環境整備について (5) その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容	別紙のとおり

提出資料	<ul style="list-style-type: none">(1) 検討委員会の今後の議題（検討事項）及び進め方等について（たたき台）（6の1）(2) 第6回検討委員会検討資料（6の2）(3) 第5回検討委員会（4月22日）における主な発言要旨（発言順）（6の3）(4) 「市民協働に関する小金井市実態調査報告書」の中の市民協働を推進するための課題等（6の4）(5) （東京都区市町村の）平成21年度NPO支援・協働に関する施策状況調査（6の5）(6) 相模原市における協働事業関連施策等（6の6）(7) 相模原市における協働事業提案制度事業の実施に関する協定書（雛形）（6の7）(8) 国分寺市協働事業ガイドブック（6の8）(9) 国分寺市における〇〇〇〇事業に関する協定書（6の9）(10) 三鷹市自治基本条例（6の10）(11) 佐倉市市民協働の推進に関する条例（6の11）
------	--

会議結果

- 1 検討委員会の今後の議題（検討事項）及び進め方等について、別紙たたき台のとおり了承された。
- 2 協働を推進するための仕組みについて
 - (1) 市民、市民活動団体代表、学識経験者などで構成する市民協働推進組織の必要性について、意見が一致した。
 - (2) 市民協働を推進するための行政組織の整備について
 - ア 専担課の整備及び専担職員の配置の必要性について、意見が一致した。
 - イ 庁内の横断的な市民協働推進組織の整備の必要性について、意見が一致した。
 - (3) 市民協働推進のための条例の整備の必要性について、意見が一致した。
- 3 協働事業を推進するための方策について
 - (1) 協働事業提案制度の創設（市民提案型協働事業、行政提案型協働事業）の必要性について、意見が一致した。
 - (2) 市が単独で実施している事業の一部を協働事業とすることが必要であるとの点で、意見が一致した。
- 4 市民活動団体を育成するための方策について
次の項目について一定の議論をした。特に、(1)の重要性について意見がなされた。
なお、本議題については十分議論する時間が無く、次回も議論することになると思われる。
 - (1) 補助金・助成金などの財政支援（基金の創設を含む）
 - (2) 活動場所の提供
 - (3) 市民活動のための相談窓口設置
 - (4) 市民活動の運営に関する研修等の実施
 - (5) I Tなどの技術支援
 - (6) 専門家の派遣
 - (7) 情報誌の発行
- 5 協働を推進するための環境整備について
次の項目について一定の議論をしたが、十分議論する時間が無く、次回も議論することになると思われる。
 - (1) 市職員の協働意識の向上
 - (2) 市民、市民活動団体等の協働意識の向上
 - (3) 市民協働の担い手等の人材発掘・育成
 - (4) 市民活動団体等一覧の編集・I T化

6 その他

白井委員から、協働ワークショップの状況について報告がなされた。

【第7回委員会の日程】

日 時 平成23年6月29日（水）午後6時30分
場 所 前原暫定集会施設・B会議室

【第8回委員会の日程】

日 時 平成23年7月20日（水）午前10時
場 所 未定

発言内容

【安藤委員長】 それでは、時間が過ぎましたので始めさせていただきたいと思います。今日は第6回ということで、今後の進め方のところも今日少し説明していただきながら議論いただきながら、確実に起草の段階に入っていくかと思っておりますので、今日もいろいろな意見をいただければと思います。

それでは、事務局、資料の確認だけしていただけますか。

【鈴木課長】 おはようございます。第6回の検討委員会、お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の提出資料について確認させていただきます。前回、委員の皆様から、事前に送ってもらえないかというご要望がございましたので、今回、事前送付という形をとらせていただきました。今後におきましても、できる限り委員会開催日の何日か前には、皆様のお手元にお送りできるような形で進めていきたいと考えております。

それでは次第の4、提出資料の順に確認をさせていただきます。

(1) 検討委員会の今後の議題(検討事項)及び進め方等について(たたき台)、6の1です。「6の1」の「6」は、「第6回検討委員会」の「6」でございます。(2) 第6回検討委員会検討資料、6の2でございます。(3) 第5回検討委員会(4月22日)における主な発言要旨(発言順)、こちらが6の3です。(4) 「市民協働に関する小金井市実態調査報告書」の中の市民協働を推進するための課題等、6の4でございます。(5)

(東京都区市町村の)平成21年度NPO支援・協働に関する施策状況調査、6の5でございます。(6) 相模原市における協働事業関連施策等、6の6でございます。(7) 相模原市における協働事業提案制度事業の実施に関する協定書(雛形)、6の7でございます。(8) 国分寺市協働事業ガイドブックが6の8になります(9) 国分寺市における〇〇〇〇事業に関する協定書が6の9でございます。(10) 三鷹市自治基本条例、6の10でございます。(11) 佐倉市市民協働の推進に関する条例が6の11でございます。

以上11点の資料のほかに、本日皆様の机の上に置かせていただきました前回4月22日に開催されました第5回検討委員会の会議録校正のお願いでございます。ご自分の発言部分をご確認いただきまして、修正等ございましたら、6月6日月曜日までにコミュニティ文化課までご連絡くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

【安藤委員長】 ありがとうございます。それでは、資料の不足がもしあれば、事務局のほうにお伝えいただければと思います。

【玉山委員】 議事録なんですけれども、未定稿と確定稿と、できればつけていただけるとありがたいんですが。

【安藤委員長】 ごちゃごちゃになっちゃいますね。

【玉山委員】 はい。何かだんだん一緒に。自分の部分を取りあえず見ようと思って置いておくと、次のが来て、どっちが確定稿かわからなくなって。申しわけありません。お手数ですがよろしく願いいたします。

【事務局】 わかるように。はい。かしこまりました。

【安藤委員長】 じゃあ会議録の頭のところでも結構でございます。ちょっと入れておいていただければと思います。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 今言った議事録がお手元にいつていますので、ごらんいただきなが

ら、こういう趣旨ではなかったというような部分もあったら、事務局のほうに言って訂正していただけるようお願いいたします。

それでは、内容に入っていきたいと思いますが、前回までは協働するということでの定義とか考え方、そういったものを含めて議論してまいりました。それを踏まえて、今回は、前回も少し触れていますけれども、それを進めるための仕組み等々をどうしたらいいのかということで、今日の議論につきましては、その仕組みとか方策とか、またそれをやるための条件整備みたいな環境整備みたいなものをどうつくっておけばいいのかという、これも職員の方々のヒアリングをしたときにも、いろいろな形でご意見をいただいたかと思しますので、そんなものを含めながら今日はその辺のところを進めていきたいと思っております。この検討委員会がどんな流れになるかと、一番最初のときに確認いただきましたけれども、事務局のほうで、資料6の1ということで、今後の進め方みたいなスケジュールがございますので、先にそれを説明いただきながら、こういう流れでいくということをご確認いただければと思います。

事務局、6の1の進め方をご説明いただけますか。

【事務局】 座って……。

【安藤委員長】 座ったままでいいです。

【飯野委員】 その前にちょっと。ここに資料があるとおっしゃいましたけど、それは、私は、最初来たんですけど何もなかったように思うんですけど。

【安藤委員長】 送っていただいたのと、これの記録が置いてあったんですね。

【事務局】 そうそう。会議録校正のお願いを。

【安藤委員長】 今、お手元で見られている、それです。

【山路委員】 あとこれも置いてあったと思いますよ。

【飯野委員】 置いてありました？

【山路委員】 この1枚だけの。校正についてという。

【飯野委員】 全然ない、なかったような。

【安藤委員長】 ちょっとお渡ししてください。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 かがみ文がないということですので。6の1の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、6の1についてご説明させていただきます。このたたき台につきましては、コミュニティ文化課、それから正副委員長、それから事務局の補助をさせていただいております準備室で打ち合わせて、最終的にまとめたものでございます。まず1つ、今後の議題及び進め方につきましては、1月の委員会で一たんお示ししたわけです。ただ、だんだん議論の先も見えてきております現段階において、さらに見通しを持ってお示ししたほうがよからうという判断のもとに作成させていただいたものでございます。

1つは、1月の段階では、予算が提案される前で確定はしてなかったんですけども、その予算を1つの基準に改めてつくったものでございます。1は、市民協働に関する小金井市実態調査報告書で指摘された課題等を、各議題に振り分けて議論し、必要に応じて答申に反映させる。これは現在やっております、当然のことでございます。

2といたしまして、第7回検討委員会、これは6月29日に予定しておりますけれども、「(仮称)協働事業における契約のあり方等検討小委員会(以下「小委員会」という)」

の設置を決定いたします。

2を受けまして、小金井市市民協働のあり方等検討委員会設置要綱を改正するという事になっています。今現在、設置要綱では、実態調査の小委員会を設置するという規定を設けたのみでございまして、契約についての小委員会の規定は一切ございませんので、それを付加する必要がございます。

それから4といたしまして、第8回検討委員会を7月に開催する。この主な議題でございますけれども、そこまでに方向性が得られていない議題があるとすれば、ここで最終的な方向性を出していただく。それから協働事業についての契約のあり方について、これは小委員会を設置して検討いたしますことから、本検討委員会におきましては、どういう問題点があるのかということの指摘にとどめて、短時間に終了する見込みでございます。(3)といたしまして、(仮称)市民協働支援センターのあり方について、これは諮問事項の大きな2に当たります。ここですぐに方向性に至らない場合につきましては、次回の第9回検討委員会で引き続き議論していただくこととなります。なお、(4)で、協働事業における契約のあり方等検討小委員会委員をここで選出するわけですが、5名を予算上予定してございます。

5にいきます。第8回検討委員会の終了後、第1回小委員会を開催いたします。第8回検討委員会で、小委員会の委員の選出が行われておりますので、その直後に小委員会を開催して、まず小委員長を選任していただきます。それから小委員会の大まかな日程を決めていただきます。それから参考人招致の決定をしていただきます。これは予算上、大体1時間程度、専門家2名を措置してございます。それから現在の契約担当であります総務部管財課長を参考人に招致いたしまして、現在の、特に委託契約等の実態について質疑をしていただく予定でございます。

それから6として、小委員会は、第1回は、第8回に合わせて開きまして、これは実質審議いたしませんので、第2回小委員会は8月、第3回小委員会も8月、第4回小委員会は9月、これが8、9、9になるかどうかはわかりませんが、進捗によりまして3回程度を予定してございます。

それから第9回検討委員会を9月に開催いたします。

裏の2ページをごらんいただきますと、第9回検討委員会で、諮問事項について一通りの議論を終了し、方向性を出すことを目指していただく必要がございます。第9回検討委員会の議題ですが、協働事業における契約のあり方等について、小委員会から報告が出る予定でございます。ここで本委員会としての一定の方向性を出していただきます。それから(2)として、(仮称)市民協働支援センターのあり方等についても一定の方向性を出していただく予定であります。それから3番目として起草委員会の設置を決定していただきます。起草委員も同時に選出をしていただく。これも5名程度を予定してございます。予算措置をしてございます。

第9回検討委員会終了後、第1回起草委員会を開催いたします。議題といたしましては、起草委員長の選任、起草委員会の日程でございます。

9として、起草委員会を次のとおり開催すると、大まかな日程を掲げてございますが、予算上は6回となっているんですけれども、本委員会がもう1回開催する必要があるんじゃないかということで、11回になりますけれども、そういう関係上、一応、4回というふうに案として出させていただきました。10月2回、12月2回ということで、11月は飛ばしてあります。それは10との関係です。

10をごらんいただきたいと思います。市民懇談会を11月に開いたらどうかということで、これは委員の皆さんも市民のご意見を聞く必要があるんじゃないかというご認識のようでございますので、市民懇談会、これは名称はいろいろあるかと思いますが、市民との話し合いを11月にすると。これは起草委員会が10月に2回ありますので、おおむねの、少しずつ方向性が、委員会としての考え方が出る時期でございます。粗々の起草の状況をご報告できると思います。それに対して、市民のご意見を聞くという機会になろうかと思えます。

ここで、市民活動団体から意見を聴く会を含むとなっておりますけれども、特に今現在、協働事業を、実際に受託しておやりになっている市民活動団体が結構おありになりますので、そういう団体等からも意見を聞く必要があると考えております。これを区分けするかどうか、市民活動団体との意見を聴く会を区分けするかどうかは技術的な問題でありますので、委員長のご意見を聞きながら整理したいなと思っております。

11として、第5回までの起草委員会を受けて、第2回の市民懇談会を1月に開催する。これはほぼ起草委員会による起草の案がほぼ固まっている状況でございます。

12として、第10回検討委員会を2月に開催する。市民懇談会を受けて、起草委員会の作業も終えた中で、2月に第10回検討委員会を開催する。そこで、起草委員会の答申案についてお出しいただきましてご議論をいただきます。そこでご意見をいただいたものを、第11回検討委員会を3月に開催して、答申文の決定をするという流れを考えております。

以上です。

【安藤委員長】 ありがとうございます。ということで、非常に後半になりますと、タイトになってまいりますので、いろいろな形でまとめなくちゃいけない作業がどんどん続いてきますので、そういう流れだと考えておいていただければと思います。

ということで、実質的には今日の第6回、今日のところでいろいろな協働についての考え方の全般的な議論がここで終わった後、契約のところに具体的なものに入っていくというふうになりますので、今日は協働というのがこういうものかということで、またいろいろな議論をいただくとありがたいと思います。

もう1個、「新市長の」というのはいかがですか。

【事務局】 4月24日の統一地方選挙におきまして、小金井市長に佐藤和雄さんが当選されました。4月27日に佐藤和雄さんが小金井市長に就任されたわけでございます。佐藤市長が選挙公約でもって掲げていたものの中で、特に本検討委員会に関係する事項ということで、ビラからそのまま抜き出したものでございます。

1として、まちづくりという項目の中に、個人市民税の1%でNPOなどを支援する市民活動団体支援制度創設へというふうに記載されております。ちなみに小金井市は、全国で10位以内にいつも入っているくらい、一人当たりの個人市民税は多うございますけれども、多分、110億円くらいあるのではないかなと思うんですけども、その1%というと、1億1,000万円、莫大な金額になるわけですけども、この具体的なことはまだわかりませんが、一応、こういうことを公約に掲げられて市民の信任を得たということでございます。

それから「市役所改革プラン」の項目中、「市政の基本は『対話』と『現場主義』真の協働の実現へ」と掲げられまして、「自治体の憲法となる『小金井市自治基本条例』を市民参加で制定」を掲げていらっしゃいます。

市民協働の推進について、条例で規定する場合がございますが、単行条例で規定するという場合と、自治基本条例で規定する場合と、市民参加条例などで規定する場合があります。なお、自治基本条例で規定して、個別条例で規定するという例もあります。それからこれはいろいろな組み合わせがあろうかと思えますけれども、一応、市長の公約として、自治基本条例を制定するというふうになっております。

それから3番目でございますけれども、「市役所改革プラン」の項目中、「年間40億円の補助金・負担金を含む『市の仕事』を市民参加で大胆に仕分け」となっております。この読み方なんですけど、具体的なことはまだ姿が明らかになっておりませんが、要するにこれは、単なる市の仕事を市民参加で大胆に仕分けというと、補助金、負担金は除外されると一見解釈されますけれども、それを入れますよ、それも含めて大胆に仕分けしますよという意味で、要するに市が支出している補助金、負担金、それから市の仕事、これは市が直営でやっている仕事、あるいは委託でやっている仕事も含まれるかと思えますけれども、これを仕分けるんだということで掲げております。

なお、(1)としまして市民協働に関する小金井市実態調査報告書の「まとめ」(抜粋)、これは後から資料に載せてありますけれども、次のように述べています。「現在市が単独で実施している事業にも、協働事業として実施したほうが効果的だと思われる事業もあることが分かった」、「協働事業にふさわしい事業には今後積極的に市民協働の手法を取り入れることにより、市政のさらなる充実を望むものである」というふうに、これが結語になっております。これと先ほどの仕分けという部分が、あるいは関連してくるのかなと思えます。

(2)としまして、仕分けの具体的内容は今後明らかになってくると思えますけれども、「協働事業として実施する事業」などの区分が入るとすれば、本検討委員会との関係が非常に重要になってくると思えます。

以上です。

【安藤委員長】 はい、ありがとうございます。新しい市の体制の中の、市長が協働のことについて、こういうことに触れているということでございますので、この委員会の中でも最終的な答申の中にこれをどう関連づけさせるか。既にこれからの議論にもなるかもしれませんが、条例化をどうするかとか、契約の場合はどうするかとか、いろいろなものが絡んでまいりますので、そんなことで、市のほうとしての政策も、こんなふうに動き始めるだろうということでもって、この委員会でも場合によってはきちんと明文化しながら答申を出していくみたいな形にしてもいいのかなという感じもします。

もし、これについてご質問があればと思いますが。まだ具体的に明らかになっていませんというものの、新しい方向が少し出てきているので。

はい、山路さん。

【山路委員】 今の市長の掲げられているこの話、改めて読むと非常に心強い話が多いんですが、それが具体的に提案されるというか、具体化されていくきっかけは、6月の議会あたりで明確になってくる可能性があるということですね。

【事務局】 6月の第2回の定例会で、施政方針を佐藤市長が述べることになっております。その中で、市民協働の重要性も、方針の中でしっかり述べられるのではないかなというふうに思われます。

【山路委員】 何か課長のところに諮問というか、具体的にヒアリングみたいなもの

はあるんですか。ちょっと立ち入った話で恐縮ですが。

【事務局】 いえいえ。特には来ておりませんが、私の手元に施政方針の原稿みたいなものは来ておまして、私もざっと目を通したんですが、その中に施政の基本方針については、市民との協働が大事であるというようなことで書かれてあったと記憶しております。

【安藤委員長】 ありがとうございます。ということで、かなり、政策の中でもって、ここで出す考え方なんかはかなり影響を持つのではないかと思いますので、そんなことも意識しながらまとめていきたいと思います。

この市長のところについてはよろしいですか。

それじゃ、内容のほうに入っていきたいと思いますが、今日は前回のを受けながら、市民協働を進めるための仕組みづくりとか、そのための方策とか、それから環境整備とか、その辺のところについて少し具体的なものが入るかと思いますが、いろいろな角度からたくさんご意見をいただければと思います。

それでは事務局、6の2と6の3……、3は前回のですね。6の2のところを中心にして、内容をご説明いただけますか。

【事務局】 はい。今日の議題の(1)で、協働を推進するための仕組みについてということで、これは前回にお示ししたものに若干付加をしたんでございますけれども、まず、市民、市民活動団体代表、学識経験者などで構成する市民協働推進組織の必要性ということで、前回もご議論いただいたわけですが、常設の機関としてこのような市民協働推進組織が必要ではないか。この組織に協働事業の選定や評価を担当してもらうことも考えられます。多くの市がこういうことをやっておられます。

それから問題は次なんですけれども、現在、市民参加条例に基づき常設の市民参加推進会議が設置され、市民参加と協働を推進するためのさまざまな議論、検討を行っているところでございます。この事務局の担当は、企画財政部企画政策課が担っております。これは市民参加条例第26条、27条の規定によります。それで、市民参加条例上は、アの業務につきましても、条例上は第一義的には既存の市民参加推進会議の所管であるといえます。

以上を勘案の上、市民協働推進組織のあり方について、行政組織上の問題も含めて検討する必要があるということでございます。なかなか1つの委員会を2つの担当課が持つということが、以外と技術上はやりにくいというのが実感ですけれども、現時点としては市民協働は市民部のコミュニティ文化課、市民参加は企画財政部の企画政策課が所管している。しかしながら常設の市民参加推進会議は、企画政策課が事務方を担っているという状況でございます。

それから(2)ですけれども、これは前回もお示ししたわけですが、行政組織の整備ということで、専担課の整備及び専担職員の配置ということで、現段階におきましては、非常に小金井市は今、文化行政と協働ということで、コミュニティ文化課で、しかも正規職員は3人のみでございます。課長を入れて4人でございますけれども、これでかなりの事業をやっているわけですが、やはり専担課の整備が必要じゃないかと。あとからの資料でもわかりますけれども、市民協働の専担課を設けているのは、26市中15課に至っております。

それからイが非常に重要なんですけど、庁内の横断的な市民協働組織の整備ということで、これが、調整役を担うというのが非常に大きな役割を果たしております。あるい

は各部局に市の方針を伝えるという大きな役割を果たしております。これを整備する必要があるんじゃないかと考えております。

それから（３）として、条例の整備でございますが、条例を整備するというような答申をもしこちらで出すとすれば、１つは市民参加条例を改正し、市民協働を推進するための諸条項を変えるというのが１つとして考えられます。あるいは単行条例を制定するということも考えられます。この場合は、市民参加条例との整合性を保つために、市民参加条例の改正が必要になると思われま

す。それからウとして、先ほども触れましたけど、市長の方針として自治基本条例を制定するというので、後で三鷹市の例を載せておきましたけれども、しかしながら自治基本条例では基本的な条項の規定にとどまるため、これに加えてアまたはイにより具体的な推進条項を規定することも考えられます。

それから２として……。

【安藤委員長】 ２のほうは。

【事務局】 ２はいいですか。わかりました。

【安藤委員長】 後で、１個１個やってきましょう。ついでに、今言ったように、他市の状況があるので、もう１個の６の５になりますか、説明いただけますか。大雑把で結構ですけど。

【事務局】 例えば課長から説明した６の５ですけれども、６の５のＡ３のページなんですけど、これは２３区と２６市の専担課の、担当課のことが書いてありますけれども、特に２６市を、常に小金井市は基準にしていますわけでありましてけれども、例えば八王子市が市民協働推進部の協働推進課、立川市が産業文化部協働推進課、武蔵野市が企画政策室市民協働推進課、三鷹市はコミュニティ文化課、これは専担課ではないですね。青梅市は専担課と推定されます市民活動推進課ということでございます。府中市も市民活動支援課となっております。昭島市はコミュニティ課ということで、これはっきりしませんが、多分これは専担課じゃないと思います。あとは府中市の協働推進課ということで、そういうメルクマールで判断しまして、２６市中１５市が市民協働の専担課を設けてございます。

以上です。

【安藤委員長】 ありがとうございます。ここの部分を議論していただく上で、各市町村のほうは、かなりこの専担課として協働を推進するための専任するセクションをお持ちで進めている。どういうセクションに置くかというのはそれぞれ自治体によって違いますけれども、そんな格好で、推進する上ではこういうような仕組みが行政側としては必要なんだというところが、この参考資料を見ていただくとおわかりかと思

います。あわせて、もう１つ後ろのところに条例が資料としてくっついてますね。そちらのほうもご説明いただけますか。

【事務局】 はい、わかりました。

【安藤委員長】 条例、指針ですね。

【事務局】 ２６市、２３区の状況ですか。

【安藤委員長】 いや、２３区でも２７市でも結構です。

【事務局】 この中で、市民協働のよって立つ法形式がどういうものをとっているかという資料が、５、６、７ページのところです。実は、協働制度の根拠法形式、これが何によっているかということで一覧が載っています。

26市を見てみますと、八王子市は、6ページの中段くらいに八王子市がどういうものなのとっているかということでありますけれども、1つは基本指針です。それから基本計画。立川市も基本指針、それから協働実務マニュアル。武蔵野市はNPO活動促進基本計画。三鷹市は自治基本条例。青梅市は指針。府中市も指針。調布市は参加プログラム、ガイドブック。町田市は条例。

実は、これについてちょっと説明させていただきます。町田市情報共有と市民協働の推進に関する条例、2011年1月施行予定でございました。これにつきまして町田市に問い合わせましたところ、実は自治基本条例として平成22年、昨年12月時点で議会に提案したけれども、内容が十分でないということで議会から廃案にされたということでございます。

それで小金井市が基本指針ということで、皆さんのお手元にある基本指針、以下各市が載ってまして、実はどちらかということ条例化をしているところは少数派でございます。

それから狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例、これもどちらかというと、参加と協働の規定でございまして、単行条例ではございません。

それから、例えばさかのぼって中野区を見ていただきたいんですけれども、中野区区民公益活動の推進に関する条例というのがあります。これは単行条例でございまして、ですから、23区は条例が少しずつできておりますけれども、26市は自治基本条例も含めまして、それだけの単行条例というのはちょっと見当たらない状況です。現在の26市の状況はそういう状況でございまして、自治基本条例は2市ほどあります。三鷹と清瀬市です。清瀬市はまちづくり基本条例、これは多分、まちづくりというのはハードの面のまちづくりではなくてソフト面も含めたまちづくり基本条例の中に、協働についての規定があるんだろうと思います。

以上です。

【安藤委員長】 ありがとうございます。ごらんいただけるとおわかりのように、条例か、指針か、もしくはそれに伴うマニュアルかみたいな形でこういったものがつくられているんですが、全般的に見ると指針が多いということになると思います。条例をつくるとなると、条例をつくるそれなりの手続なり体制が必要になるという部分がありますので、なかなか条例をつくるということまでは踏み切らない自治体も多いのも事実かなと思います。小金井市はどれをねらうかということが、この委員会でも少し、方向づけの中で必要になると思いますが、今、事務局でご説明いただきました部分でご質問等々ございますでしょうか。

【山路委員】 小平は、自治基本条例は制定しているんですね。ここには指針しか書いていないんですけれども。三鷹市にあるような自治基本条例を小平は制定しているはずですが。

【安藤委員長】 そうですよ。

【事務局】 小平は自治基本条例を制定しているんですか。

【山路委員】 しています。

【事務局】 都に届け出たものでは指針となっておりますね。

【山路委員】 届け出たほうに認識がなかったのかどうか。

【安藤委員長】 狛江は、参加と協働で2つ入れていますから、これは1つの単行条例になっています。間違いなく動きとしては、自治基本条例はどの自治体もつくって

く方向にはなっていますので、遅かれ早かれ自治基本条例をつくり、その下にいろいろなこういった条例が入ってくるということで、先ほど事務局のご説明もありましたけれども、条例にするのか指針にするのかとあって、条例の持つメリットとデメリットと、指針でいくところのメリットとかデメリットとか、若干この辺のところを議論する上で、事務局、簡単でいいんですが、どう違うのかということの説明していただけませんか。

【事務局】 実は前回、条例と指針はどう違うのかということで課長のほうで答弁されましたのを基本に置いて答弁したいと思うんですけれども、条例は憲法94条で、地方公共団体は、中略しまして、法律の範囲内で条例を制定することができるという、憲法に規定がある法形式なんですね。地方公共団体がその管理に関する事務に関して、法令の範囲内で議会の議決によって制定する法ということで、地方公共団体の制定する法としては最高の法形式になるんですね。

その次に規則というのがあります。規則は、長が制定する権限がありますけれども、公布するというので、市民に周知する制度があるくらいに、次に重要な法形式。要綱というのは、要綱は長制定で議会には関係ないものですが、指針というのはあくまでも行政の方針を定めたものにすぎないということで、行政のよりどころというふうに考えていただいていると思うんですが、市民にとっては義務的なものが指針に盛り込まれているわけではありません。条例を制定して、そこで市民の責務なり、あるいはNPO等の責務なりを定めると、それが市民を拘束するわけです。遵守義務がありますので、非常に強力な地方公共団体の法形式だにご理解いただきたいと思います。

以上です。

【安藤委員長】 ありがとうございます。というくらいに、いわゆる条例の持つ意味合いというのは非常に大きいということになります。今言ったように、指針になるとあくまでも行政内部のいわゆる考え方とか、方向性みたいなものを指すものであるという意味合いの違うものですから、重みが全然違うということになります。

ですから、逆に言うと手続も条例は議会を通さなければならないという、大変手間ひまのかかる部分ではございますけれども、決めると、今回で市長が変わるとか、いろいろなことがあるかもしれませんが、なかなか条例を改正するとなると、なくすというわけには多分いかなくなる。議会を通さなくちゃいけない。そういう意味ではしっかりしたものとして位置づけられる。場合によっては、ちゃんとそれに対して、条例を施行するためには人をつけなければいけないとか、そういう予算化も当然出てまいります。そういう意味ではしっかりしたものになるというのが一点。

それから、逆にいうと指針は内部的なものでございますので、首長がかわれば指針が変わるというのも当然出てまいりますし、時の予算状況ですぐこれはなくそう、やろうというのもわりあいと簡単にできやすいという環境的なものも出てまいりますので、そういう意味では重みが全然違ってまいります。ですから、ここでは少しその辺をどう選んでいくのかということを少しご意見いただけるといいかなと思います。

いかがでしょうか。この辺で、一つはそういう意味で、これを進めるための条例的なものを何らかの形で考えていかなければいけないということと、それから、それを進めるためのいわゆる推進組織みたいなことで、行政の専任していただけるような所管が必要だということ、それから市民が加わりながら一緒に進めていくような推進会議みたいなものをどうつくるかという、この辺のところになりますので、この3つぐらいが多分ここでの大きなテーマになるかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。ご

意見をいただければ。

【玉山委員】 今、整理していただいたんですけども、この規則や要綱は、例えばこの協働みたいなことには性質なじまない感じなんですか。

【事務局】 そういうふうに言われますと、なじまないわけじゃないんですね。むしろ、要綱の制定が容易なものですから、要綱でもって済まそうという傾向が、今出ております。ですから、性質なじまないものではありません。

【玉山委員】 指針や要綱は、要するに行政の内部で時の変貌によっていろいろ知らないうちに変わってしまうわけですか。

【山路委員】 知らないというか、一応広報はあるんですけど。

【玉山委員】 そうですね。チェック機関が、あまり幾つも経由しないで変わってしまう。そうすると、条例だけが議会を通ることになるんですね。

【安藤委員長】 そうですね。

【玉山委員】 極端ですよ。

【安藤委員長】 そうなんです。だから、一番下の要綱なり指針になると、多分ここで言うところの部長決裁か何かで多分いくんですよね、要綱は。

【事務局】 いや、市長決裁です。

【安藤委員長】 市長ですか。市長決裁。

【事務局】 市長決裁です。

【事務局】 ちょっと付加しますと、協働事業のあり方検討、ちょっとそこに記載が、行政にとっては議会で議決される必要のある条例よりも、行政側で策定できる要綱によったほうが柔軟に対応できるとして、これに依存する傾向があると記載されています。そのとおりだと思います。

【安藤委員長】 どういうとらえ方をするかというのでご意見をいただきたいのは、指針とか要綱だけだと、さっき言ったように、情勢が変わるとなくなってしまう可能性もあるし、動かなくなる可能性もあるという、これは自由にできる。内部でもそうですけど。逆にいうと、条例をつくっておいて、条例で細かく規定できるかどうかは別問題としても、それは議会を通していますのでそう簡単には変えられない。ただ、その条例のもとに規則か要綱をつくらせるとすると、そこは柔軟に動ける。だから、基本的な考え方をきちんと条例の中で持ち込んで、条例をきちんと設置しておくかどうか、その辺のところだと思うんですね。

【事務局】 これは、こうすべきだとか事務局はそういう立場にございませぬから、客観的なことを申し上げますと、もし単行条例で協働事業の範囲をきちっと定めて協働事業とした場合は、今、地方自治法の大原則は、契約は競争入札です。一般競争入札、指名競争についてはまだ例外。一般競争入札が大原則ですね。随契というのはごく限られた場合でしか随契を認めるなというのが地方自治法及び地方自治法施行令、施行規則の対応なんですよ。

ところが、条例で市民協働事業として認定される、この要件に合致するものについては、プロポーザル方式を含む随契でやってよろしいんだというふうに条例で定めると、一部、地方自治法を実質的に進化させたような状態になると言われております。これができるかどうかは大問題ですよ。大問題ですが、事ほどさように条例は法の空白地帯を埋めるような役割も果たすということでございます。

【安藤委員長】 それで、後で議論していただく契約というものに結びついてくると。

多分、活動されている皆様方は全国へ行ってもそうなんですけれども、今、協働事業をやろうとすると、市民側のほうが、団体側がかなり疲弊しているんです。それは、今の規定の中でやらざるを得ないから疲弊していくんですね。これはやってはいけません。一方的に団体のほうがいろいろな責任を負わせられる。だから、行政から団体丸投げと、よく言う言葉が出てくる、そういうような形が、委託事業をしていると出てくる。

そうではなくて、今言ったように、協働でお互いにパートナーシップでという、ここは結構概念的に議論してきましたけれども、緩やかなんです。だけれども、具体的にどうするかというと、ここは契約の意識が出てこないんです。その契約を定めるときに、何もなければ従来の委託契約になってしまう。そこがやっかいなんです。

これを今、事務局のほうで説明いただきましたように、ここは、協働と言った部分については従来の委託契約ではありませんよというのをどう入れ込むかという、そうすると、条例が今のところ一番通しやすいし、そう簡単には変わらなくなるので、やっぱりそこが重要になってくるという、その辺のところの流れで契約の小委員会を今度つくろうかと。ほんとうにそういうものを、極力近いものにするにはどうしたらいいかという、その辺の検討があとの小委員会の話になります。

【玉山委員】 やっぱり条例がいいと個人的には思うんですけれども、そうすると、条例の内容に何を盛り込むかを答申に書く場合、すごいプレッシャーな気がするんですけど。わかります？ 何か、責任重大みたいな。

【安藤委員長】 責任重大な。

【玉山委員】 ですよ。それがこの時間で担えるのかというのが、実はちょっとある。過去に私が関係した審議会の起草委員会は、9時から5時というのがちよくちよくありまして。

【山路委員】 9時から5時？

【玉山委員】 9時から5時ぐらいでした。

【山路委員】 何時間ですか、8時間ぐらいありますか。

【玉山委員】 すごかったんです。要するに、おしまいは決まっていますので、仕上げなきゃいけないと。何かそんなことになりそうだなという。

【安藤委員長】 ここでは条例をつくることはやらない。それは、責任はありませんので。だから、どんなことが必要なのか、どんな考え方が必要なのかということだけはちょっと出しておかないといけない。

【玉山委員】 ですよ。盛り込みたいことが混沌としていたら、やっぱり答申としては望ましくないかなと思うので、大丈夫かなって。

【安藤委員長】 後でまた資料はご用意いただきますけれども、さっきもちょっとご説明がありましたが、条例をどの市、どの市で持っているという、ちょっと参考に見ただけであればいいかなと。それで、要素はこんなものがあるねということを見ていただく。文言化するの、行政側の方が専門家がいらっしゃいますのでそちらでやっていただいて、我々はちょっと、ほかの条例と整合性を持たせないといけなくなりますので、そういう意味では行政のほうからやっていただくというようなスタンスです。

はい。

【堀井委員】 単行条例ということは、中野区の、区民公益活動の推進に関する条例、これがそれに当てはまるということになりますね。

【事務局】 はい。

【堀井委員】 私も条例のほうがいいんじゃないかと思ってるんですが、どこから手をつける必要があるのかと考えると、市民参加条例を先にあって、これから自治基本条例をつかって、それに基づいてさらに具体的に協働をどう進めるかという条例になるのが一番わかりやすいし、きちっとした形としてできると思うんですけども、何年かかるかわからないです。

【安藤委員長】 市長はやりたいと言ってるから、動くと思いますが。

【堀井委員】 やるための時間が、この会議は2年ぐらいかかるんですけど、それを考えると、ちょっとどれがいいのかというのはなかなか議論が難しいですね。

【安藤委員長】 先ほど事務局に説明していただいたんで、単行条例として協働に関する条例というふうに1本つくるとするのは、これはわりあいと簡単かなという感じもするんです。

もう一つは、参加条例が先ほどからあるという話だけれども、参加条例と協働と一緒にして、いわゆる参加条例を改正して、協働という部分も若干触れていますので、そこにさらに細かい、協働というのはこういうものだということを規定していく。それで参加条例を改正して、参加と協働条例として、これは狛江がそうなんです。1本の条例として持っていくというのが一つ方法としてはあり得る。もしくは単行条例。今度は多分、自治基本条例はつくるといってなっていますので、自治基本条例を待つと時間を食ってしまいますので、先にこれを先行してつくっておいて、自治基本条例が出たところでそれに関連する理念的なものは自治基本条例に入れておいて、いろいろな手続的なもの、具体的なものはこっちの条例で落としていくという、そこは一部また改正しなくてははいけません。そういうような形で自治基本条例とこっちの協働条例と位置づけをつくり変える。この辺は手続的に必要かなと思います。

だから多分、こっちを先行するしかないと思うんですね、条例の場合は。

【白井委員】 1回まとめたじゃないですか。その中で課題が幾つかありましたよねということで考えておりますけど、職員間で市民協働の認識に大きな違いがあることがわかったとか、あと、協働事業として実施したほうが効果的だと思われる事業があるけれども、それをできていないとか、いろいろ出てきたじゃないですか。要は、それを改善するために条例がいいのか要綱がいいのかとか、指針でいいのかという判断になると思うんですけど、そういう観点で考えるとどうなんですかね。

【安藤委員長】 どうでしょうね。基本的に、先ほどから事務局にお話ししているように、条例にすると間違いなく市の職員の方は条例というのは重いですから、かなり意識しますね。多分、ここで指針ということを出しているけど、職員の方は、前にヒアリングしていただいたように、「え、そんなのあるの」みたいな部分、よくわからないという部分があるので、そういう意味では意識の持ち方の差はものすごく大きくなりますね。条例のほうは、職員の方はきちんと読み込まなければいけないし、その条例に基づいて仕事をしなければいけないというふうになりますので。

しかも、条例になるとすべての仕事に全部何らかの形で波及しますから、そういう意味では影響力が大きいというのが言えるかなと思いますね。

【玉山委員】 要するに、これは、条例違反だというのは大変なことになるわけですね。

【安藤委員長】 はい。職員にとっては大変なことになります。逆に言うと、条例があるからこういう形で進めたいということも言えるわけです、職員にとっては。だから

そういう意味では裏表がありますけれども、条例でもってこういうことが決まっているならばこれは協働でやる、こういうルールでやればいいんですねという流れです。

【玉山委員】 安心して進められるということ。

【安藤委員長】 はい、そうです。

【川合副委員長】 逆に、条例で規定されているからそれが制約になってしまうということも。

【安藤委員長】 それもあるんです。裏表なんです。だから逆に言うと条例で、先ほど玉山委員が言ったように、状況の変化に応じてどう変えられるかといったときに、基本的な部分だけは条例に入れるけど、そうでないところはちょっと要綱か施行規則か何かにつくり変えておいて、変えられるようにする。そういう部分で法制度を少し柔軟に運用してみるかと、ここはちょっと考えてみないといけない。

【山路委員】 やり方はいろいろあるということはわかりましたが、先ほど白井委員が言われたように、要するに、何をやるべきかということは一応この前のヒアリングに基づく報告書の中で盛り込んでありますので、やっぱり我々としてはそこを原点にして、つまり、具体的に協働事業の中身をきちんと具体化していかなくちゃいけない。そのためにはどういう手続が一番いいのかということをもとに原点にするべきで、テクニックはいろいろあると思うんですが、ただ、条例がいいと思うんですが、ただ、あまり基本条例にこだわる必要はないと思うんです。

例えば、自治基本条例をいろいろつくっていますけれども、じゃあ、そこをつくったところがほんとうに機能しているのかどうかということを見ると、まあ失礼ながらあまり機能していなくて、精神条項としてただそういうのがあるというだけで、具体化する努力を怠っている面が行政の側にも市民の側にもあって、そういう手続条例をつくれればいいという話ではないんですね。

繰り返しになりますが、あくまでも具体的に我々が今までやってきた協働の中身を実現するためにはどうすればいいのかということをもとに条例づくりも考えていくべきだろうと思うんです。だから、あまり自治基本条例をつくらなくちゃいけないと、そんなことをこだわる必要は私は全然ないと思うんですね。

【安藤委員長】 そういう意味では順序は逆だと。とにかく、これをやるための条例がいいというならば条例という形で進めていくし、そういう方向性を打ち出すし、そんなきつくしなくてもいいんじゃないのというんであれば指針程度でおさめてしまう。でも、それは皆さんがやってきている、活動してきているときに、何が壁になって前に進みにくいのかという部分ですね。そのときに、それを突破する意味では条例というやつで、まず協働は進めるべきだという、何かその辺のものを含めてつくっておくというふうになれば、わりあいと進めやすくなる。

ただ、川合副委員長が言ったように、それが裏側の場合もありますから、制約してしまう場合もあるので、その部分ですね。

【吉田委員】 私は、基本条例というのは必要だと思うんですがね。

【安藤委員長】 非常に重大。

【吉田委員】 ただし、協働支援事業がなかなか進まないとか、課題を残して前進しにくいというのは指針にありきということを考えてしまうから、何というかな、あるべき姿を常にみんな、夢ではないけれども、言葉であらわそうとして包んじゅうから前に進まないということが言えるんじゃないかなと思うんですね。だからそういう面では、

条例化するというのは僕はいいのではないかなと思いますけどね。

【安藤委員長】 そのほうがはっきりはしますよね。

【川合副委員長】 もう一つは、確かに山路委員がおっしゃったことで、いろいろな、この間のヒアリングの中でも、役所の皆さん方も条例に縛られて、わかっているんだけどもできないんだという話が幾つかあったじゃないですか。そうすると、条例に勝るものは何だろうかという、やっぱり条例、先ほど話があったように、協働に関するものはこういうことですよという条例をつくらないと、どうもいろいろな意味の、大きな意味の改善ができないような感じがします。だからそういう意味では、その部分に焦点を当てた条例みたいなものがあるといいような気がするんですけどもね。

【安藤委員長】 はい、ありがとうございます。それでは、少しそういう条例化ということでもって今のご意見をいただいている中では、条例化をしていくという方向でもって少しまとめさせていただくということで、これはまた起草の中で書いていったりするときに議論になるかと思しますので、一応大きい方向性としては条例化をしていこうと。

そういった中に、いわゆるこれは行政側の専担課という、専門のこれを進めるためのセクションをきちんとはっきりさせるといことと、上にあるように、いろいろ進めるためには市民も参画しながら一緒に進めていくみたいな市民参加推進会議のようなものをきちんと協働の部分について含めてつくっていくという、この辺のところも条例の中に入れるということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

【山路委員】 それに関連してよろしいですか。それはもちろんそれで結構だと思うんですけど、位置の話は、これは報告書の中でも具体的な一つの帰結として常設機関をつくるべきだという提言はさせていただきましたが、加藤さん、これは、ほかの自治体で具体的にこういう協働事業の選定や評価を担当するような常設機関ができていところはあるんですか。

【事務局】 あります。むしろ、協働事業提案制度をつくっている市は、ほとんどもうそれはつくっている。

【山路委員】 やっている？

【事務局】 つくっています。

【山路委員】 ちゃんと機能しているの。

【事務局】 これは機能していると思われませんか。

【山路委員】 これはぜひつくるべきですよ。ただ、どこまで権限を持たせるかです。

【事務局】 普通は評価まで。つまり、いろいろな事業が市民から出てくる、行政から出てくるものを選定して、中間で評価して、それから最終的な評価もする。そういうローリングもするという仕組みになっておりますので、かなりの権限を付与しています。

【山路委員】 これは2の話にかかわってくる話なんですけど、既に市がやっている事業について、これはこの前の報告書の中でも大きな課題として挙げたと思うんですけど、協働事業にしたほうがよりよく、協働事業より効果的だという事業や、今後やっぱり、市民協働の手法として、積極的にその意味からも取り入れていったほうがいいと思われる事業があるということも、我々ヒアリングの中の一つの結論として出たわけですけども、そういうことも、つまり今、行政がやっている事業の中でも手を突っ込んで、こ

これは協働でやったほうが良いということまで言える権限が、例えばここで言っているところの、常設の機関で言えるかどうかなんです。

【事務局】 それは、ほとんどありません。

【山路委員】 ないでしょうね。だから、そのところは問題あると思うんですよ。

【事務局】 ええ、ですから、言うなれば、小ぢんまりまとまっているというのが、推進組織でございます。

【山路委員】 だから、結局これは、これについて協働事業をやりますよと、これは協働事業をどこがやりますよとかいう、その選定とか、その評価をやるというのは当たり前前の話だし、別にそれは今までの行政の仕組みを変えることにはなかなかならないんですよ。だから、やっぱり実際に今やっている市の事業の中で、協働をやったほうが良いということについて、具体的に市民がかかわって、それを変えていくような仕組みづくりまでできるのかどうかというのは、これは最大のポイントだと思いますね。そういう常設機関にするためにはどうすればいいのか。

【安藤委員長】 それは、狛江がそうなんです、この条例に基づいて。狛江が補助金、委託という、すべて行政が持っている部分について、国が定めている事業はだめですよ、市が単独でもってやっているその部分については、そこは評価するんです。

【山路委員】 ただ、私、狛江のことはよく知りませんが、狛江は市長が変わりましたからね。前は、共産党市長の時代が続いて……。

【安藤委員長】 いえ、今も同じです。

【山路委員】 それは、だけど、かなり機能しているのかどうかというのは、少し調べてみる必要がありますね。

【安藤委員長】 それは、逆に言うと、それを機能させるための審議会にしているのです。委員会じゃなくて、重みとしては、条例に基づく審議会になっていますから、それはかなりいろいろな形で波及するという形になります。無論、協働ですというようなことをやったときには、それに対する評価をしながらどうするかという、そこまで指摘していますので、そういう審議会だと。権限は相当あると見ていいと思うんですよ。

【山路委員】 なるほど。実例はあるわけですね。

【安藤委員長】 実例がある。

【白井委員】 あと、さっきおっしゃった、今、市が単独でやっている事業の中で、これは協働でやったほうが良いんじゃないかとか、そういう指摘だったりというのは、2番に書いている行政組織の中で、そういうのをつくるということで、ここに記載されているということですよ。

【安藤委員長】 そのことをわりあいと専門に、それから協働をしていったらどうですかということも進める意味でも、今後のセクションがそれなりの権限を持たないと多分進められないんですよ。だから、そういう意味で条例の中にきちんと位置づけちゃうというね。

【山路委員】 行政の中でそういう組織をつくってやるということになると、なかなか大胆な切り込みができないのではないかとというのがありましたよね。まあ、それは2の話に移りましょう。そういう話に変わってきますから。

【安藤委員長】 いずれにしても、条例の中でそういったものを組み込んでいくということを少し、そういう性格のものにしていくということにまとめていくということによってよろしいですね。

それでは、次の2の推進する方策ということではありますが、事務局、ちょっと説明いいですか。

【事務局】 はい。これは、前回出したものとほとんど同じだと思うんですが、特に、1から言いますと、協働事業提案制度の創設ということで、市民提案型協働事業と行政提案型協働事業、両方やっている市も結構多くあります。こういうものを徐々に整備していったら、協働事業に対する理解を深めるといふか、広がり期待するといふ市が非常に多くなっております。

実は、相模原市の6の6なんですけれども、相模原市に去年の5月に視察に行きまして、そこの中の資料をここに挙げさせていただいたんですけれども、例えばその3ページ目あたりに、平成20年度採択事業提案というのがずっと書いてありますね。それから21年度のものも予算額も書いてあって、こういうものを設けております。その次は相模原市の協働事業提案制度ということで、あらあらの制度の内容が書いてあります。

ということで、各市が市民から手を挙げてこういうのをやるべきだということと、逆に、こういうのをやっていただきたいと行政から提案する型と、2つの型がありまして、両方やっている市も結構多くなっています。これが(1)でございます。

(2)が、今、山路先生がおっしゃいました、現在、市が単独で実施している事業の一部を協働事業とするための方策ということで、これはなぜかという、この前の小委員会のまとめの中で、現在、市が単独で実施している事業にも、協働事業として実施したほうが効果的だと思われる事業もあることがわかったと。協働事業にふさわしい事業には今後積極的に市民協働の手法を取り入れることにより、市政のさらなる充実を望むものであると結んでおります。ここをどう実現に向けて取り組んでいくかということが、非常に大きなウエートを占めていると思います。

3番目は評価制度で、これは当然のことでございますが、実は(1)の協働事業提案制度をやっている市も、実は予算から見ると、僅少。非常に少ない予算の中でやっていて、それほど大きな広がりは見えてないというふうに我々は思っております。ただ、(2)が、小金井市の場合、各市もそうなんですけれども、非常に大きなウエートを占めるのかなと考えております。

以上です。

【堀井委員】 相模原市のこの報告を見せていただいている中で、市民提案、行政提案、両方入っていますよね。具体的には、行政提案というのがどんな形で出されているのかなというのが、よくわからなかったんです。

【事務局】 はい。相模原市の、ちょっとページが入り組んでいるんですけれども、相模原市協働事業提案制度というふうになっているところがあるんです。

【堀井委員】 はい。行政提案が5件出ている？

【事務局】 それは具体的事業の話ですけれども、総論的に書いてあるところがあります。ページ数でいけば、6枚目に。

1つは市民提案型協働事業。テーマの設定とか限定というのはありません。それから、市民の皆さんが日ごろ感じている公共的課題に対して、市との協働により効果的に解決が図られると思われる解決方策について、自由な発想によるご提案を募集するという趣旨なんです。

今、堀井委員がおっしゃった行政提案型協働事業は、「市が捉えている悩みのタネを解決する」といううたい文句になっておりまして、市の課題でありまして、市民の皆様と

協働して進めたいと思っている事業のテーマや計画、事業概要などを、あらかじめ行政からの提案として提示する。市からの提示された概要書に基づき、市民の皆さんが考える具体的な事業実施の企画（提案）を募集する。行政提案型協働事業は、既存事業を協働化するもの、新規事業の展開にあたり協働して取り組みを検討しているものなどが考えられるということで、これは現在、市が単独で行っている事業も含めて、行政提案型事業を考えている。

逆に、市民提案型協働事業というのは、多くは新規だと思うんです、これは多分。

2ページ以降、提案者の要件だとか、対象となる事業の要件だとか、手続についてのものだとか、あるいはタイムスケジュール、フロー等が書いてあります。これがわりとわかりやすいですね。

【堀井委員】 行政提案が、行政提案型協働事業というのが、行政の側からどの程度出されていて、それがどの程度具体化されていて、どんなものがあるのかなというのを知りたかったということです。

【事務局】 これは、20年度を見ていただく……。

【堀井委員】 行政側から提案して、市民と協働をしたいという事業が出てくるのが難しいのではないかとこのように思っています。

【事務局】 はい。実はわりと先細りのものが見えてきているんですけども、2枚目、4ページを開いてください。相模原市の4ページ。

そこで年度別にずっと計というのが書いてあるんですけども、平成20年度というのをちょっと見ていただきたいんですが、市民提案、行政提案の件数が書いてあります。実は、内訳として、20年度の4月から5月15日まで提案の募集期間ということで、市民提案型協働事業として19件の応募があった。行政提案として、部局から出されたのが5件、合計24件がありましたということで、(オ)を見ていただくと、事業化の内示があったのが12月で、採択が10件でございます。予算額は996万円ということが20年度の概要です。

21年度は、市民提案15件、行政提案10件で、継続提案……、これは多分、前年度の引き続きのことかな、27件となっています。

それでは、22年度はどうなんですかと聞きましたら、これは資料には書いていないんですが、私のメモで……。

【事務局】 22年度は市民提案型10事業、行政提案型1事業ということで、アイデア提案は、ちょっと別なんです。実は先細りになっているんですよというような話がありました。ですから、これもなかなか行政として市民の皆さんに積極的にこれをやっていただけませんかというのが、最初はかなりの勢いで始めたんでしょうけれども、いろいろな問題点が出てきて、今、悩んでいるというような実態があるということですね。

【安藤委員長】 おそらく、ここで20年度、21年度、出されている、これは多分ほとんどが市民提案型ですよ。事業名をちょっと頼りに、どんなものが予算がなっているかは、ほとんど市民提案型になっていると思いますが、それはちょっと、どういうふうにするかは、先ほど小委員会のところでまとめていただいた、そんなような形で、既存の事業を協働とどうできるか、単独でやらなければならない、これを幾つか区分けしなければいけないかもしれません。いずれにしても、そういう既存、すでにやっている部分をどう協働に持ち込めるのか、持ち込んでもメリットがあるのかどうか、その辺の判断をしなければいけない。それは行政評価の中でも多分されていくのではないかと

思うんですけれども。

いかがでしょうか。そうすると今の、いわゆる協働提案、こういった市民型、行政提案型といった部分を仕組みとしては入れていくという考え方でまとめていくということでもよろしいですか、この辺は。

【山路委員】 いや、我々の報告書はもちろん、提案型は今、小金井市はないですから、それは議論はしなかったんですが、私は個人的な思いとして、この間、相模原市のは今日初めて知りましてけれども、既に小平と国分寺はやっているんです。ある場で国分寺市役所の部長さんと小平の部長さんが出てこられて、意見を申し上げたことがあるんですが、これはやっぱり、我々というか、私としては逆じゃないかと。

逆だというのは、要するに、市民に、市民提案型で協働事業を、じゃあ、やりたいのは提案しなさいということ言うのは、そこまで私は言わなかった。役人たちには、もうちょっと婉曲には言ったんだけど、おこがましいと。要するに、自分たちのやっている事業は、ほんとうに市民協働でやったほうが良いということについての総括なしに、ただ市民協働をあなた方市民の側から提案しなさいというのではなくて、行政の側からこういう市民協働をやりたいんだということを提案すべきではないかと。その前に、市民の側に、提案すれば、お金は出しますよと言うのは、少しおかしいのではないかと、おこがましいと申し上げた。あまり明確な答えはなかったんですけれども。

我々が、そのときに1つ申し上げたのは、加藤さんもいらしたんですが、小金井でやろうとしているのは、まさに逆のことで、今やっている行政が、行政の事業の中で、協働事業にふさわしいものが何かということをチェックするところまで、我々はやろうとしているんだと。その意味では、あなた方のやっていることは、やっぱり賛成できないということをおこがましいと申し上げたんです。

だから、要するに、市民提案型協働事業をやろうというのは、何となくというか、明確にアリバイ工作的な色彩があるんですよ。いかにも協働事業やっていますよと、あなたたちが提案してきたものを、しかもごくわずかな予算ですよ。これだけ大きな相模原市、あれは40万か50万ありますよね。

【事務局】 70万です。

【山路委員】 70万、あれ、政令指定都市になった……。

【事務局】 になりました。昨年4月1日に。

【山路委員】 巨大な都市ですよ。そこでたかだか2,000万とか3,000万のレベルの話じゃないですか、この提案型事業というのは。それも、うん十億、うん百億の予算規模をもちろん持っているわけだから、その中で、ほんとうに協働事業にふさわしいものは、おそらくいっぱいあると思うんですけども、それをやっぱりきちんと見直してやれということ。相模原市にも言いたいんですけどね。

【安藤委員長】 逆に言うと、そういう部分を、この中できちんと入れて。

【山路委員】 そう、ここは重要だと。

【安藤委員長】 それを入れながら、もう一つは市民提案型の重要なのが、どうも市民提案のほうで見ていると、団体側で、行政にお金ちょうだいと言っているだけなんです。そうではなくて、ほんとうに協働なのかという、それと行政側でも責任がどう持つのか、市民団体側の責任をどう持つのかという、この部分がはっきり明示させないと協働にはならないので、単純なプレゼンしてお金ちょうだいというだけでなっているのが多くなんです。

もう一つ、それを一つのきっかけとしてスタートしたとしても、基本的に3年間ぐらいやることによって、通常事業の中に、この事業が制度として入り込んでいく、事業が入り込んでいく、そういうプロセスをとらせないと、結果的には3年間やった、2年間やっただけで、お金もらってよかったねで終わっちゃう。だから、制度の中できちんと政策の中に入っていくという、ここをどうつくらせるかとしないと、協働にならないんですね。でないと、普通の助成金と何ら変わらない。だから、それをちょっと入れようと思います。

【今井委員】 ちょっとしゃべっていいですか。行政提案がないと、要はいろいろなことを全部行政がどんどんやってしまうということになるわけですね。例えば、行政提案が、今までの中で行政提案しといてももらったほうがいいことというのは、何かあったんですかね。

あと、行政提案が決め事に入ったときに、いろいろなものがきつと出てくる。そうすると、何でもかんでも協働、協働、年中協働を募集するようなことになるんですかね。

【安藤委員長】 何か、その辺は少し精査しなくちゃいけないですね。協働にほんとうにしてやるのか、単に丸投げしてやってくれというのか、その辺はちゃんと、ほんとうにどう分担して、責任分担してやっていけるのかというような、そういうことの仕組みをつくらないといけないので……。

【今井委員】 今までの中で、これは行政提案で出しておいてもらったほうがよかったというような、何か、これはやっぱり出しておいてもらわないと困るな、出しておいてもらったほうがよかったよねというのが1つか2つ参考であると、何となく、なるほどと思えるんですけども、決めちゃうといっぱいいろいろなことが出てくるんですね。金になりそうなことはみんな手を出すでしょうけども。まあ、大したことはない……。

【安藤委員長】 大したことはない……。大したことないのに、出てくるかもしれないんですけども。

【今井委員】 多分、でも、出さないで怒られるよりは、出しちゃおうと思って、みんな出してくるんじゃないですかね。

【安藤委員長】 だから、面倒くさいなと思うのは出してくるかもしれないですね。

【今井委員】 そうですよ。

【玉山委員】 でも、ヒアリングの感触では、市民も既にいて、かかわっているのに、要するに条例の根拠が希薄なために手放せないという、そういう感触もあります。だから、そういう意味では、行政提案型が先に出てきて、ほかに行政の方たちが例えば発想になかったようなことは、きっと市民提案として出てくるのがいいかなとも思うし、順序としては、階段を上っていくには、今あるもの、それは既にボランティアさんがかかわっているものなんかを精査していくのが、結構、お互いに徐々に信頼関係が生まれて、成功例として、協働というものに認識が広がるのにもいいかなと感じたところがございます。

【安藤委員長】 いずれにしても、市民提案型、行政提案型、両方やるけど、今言ったような考え方が行政提案型はこういう考え方でぜひ進めてほしいとか、そういうことをきちんとうたっていく。それが多分仕組みとして、なっていくだろうし、行政そのものの事業も、単に行政の職員だけがやるのではなくて、市民がいろいろな形でかかわっていますので、そういったものをきちんと協働事業のスタイルにどう切りかえられるかという、そういうことも重要なのだということを小委員会の報告の中に入っていますけ

れども、もう一回これをこの中にも入れていくということで……。

【山路委員】 結構ですね。ただ、要するに行政提案型を待っている、行政の中からは出ないということははっきりしている。問題は、そういう市民も参加しての第三者機関的な機関で、どうやって、ほんとうに第三者性を持った機能を果たせるようになるのかという、これは市民もよほど禁欲的にかかわっていかないと、単に物取りではだめなわけですから。それをどうやって、仕組みとしてつくっていくのか、というのは非常に大事なことだと思うのですよね。

【安藤委員長】 だから、そのときに多分、先ほど言われたように推進会議のようなものがある、そこでもきちんと提案できるような権限を少し強めておかないと、単なるこうしたほうがいいですよというだけでは、だめだろうという……。その辺のところはきちんと、推進会議の位置づけのようなものをするには多分条例化しないと、その権限は持てないとなりますので、そのような形で少し……。その意味あいでもこの中に入れる。

【山路委員】 評価制度を評価を含めてですね。市の監査委員会もあるのだけれども、小金井はよく知りませんが、我が国立なんかを見ても、悲しいかな、監査委員は議会の議員がやっているのですよ。ほとんどチェックできてないのです。やはり、それをチェックできる評価というのは、非常に大事ですからね。そのチェック、評価も含めてですね、これからつくろうとしている委員会の中でやっていくということは、非常に大事なことだと思うのです。

【今井委員】 条例は、罰則ありの条例にするんですか。

【安藤委員長】 罰則ないのもあります。

【今井委員】 罰則のない条例は、あまり意味がないように思うのです。罰則がいいとは言わないですけども、ただつくっただけで、結局、罰則がないと、あくまでも変わらないということがいっぱいありますからね。

【安藤委員長】 どういう罰則にするかというのはね。

【今井委員】 罰則があるのがいいのか、ちょっとわからないのですけれども。ないと、結局、お飾りような状態になってしまうから。

【玉山委員】 そうか。条例にも種類がたくさんあるんですね。総合条例とか、聞いたことがあるのです。理念条例とか。そうか。

【安藤委員長】 どちらかという、自治基本条例は理念条例です。

【堀井委員】 実施できるような形のものの方が、協働についてはいいんじゃないかと思えますけどね。

【吉田委員】 私が委員としてご質問するのは失格かと思うのですが、今までの歴史というか、調査する中で、小金井市は例えばワークショップ、今、3本、私もちょっと入っているのですが、どのような形での協働支援事業の具体的な動きというのですか、そういうのは歴史からしたら、これはどうなのでしょう。こうやって、検討委員会が始まって、我々はやっているのですが、そういった動きというのは、協働事業に関する、条例で我々やっていますけれども、検討する場というのは今まではどうだったのですか。初めてこういった……。

【鈴木課長】 我々のほうで、協働の指針を平成20年につくっておりますけれども、そのときも庁内の委員会ですとか、市民の方とのワークショップを何回かやってもらったということで、一定、そういった議論めいたものはあったのですがね。各事業ごとの

というのは、残念ながら、各所管、所管で縦割りというようなこともありますけれども、各部署、部署で市民の団体の方なんかと調整しながら進めてきたという経過はございますけれども、各事業について全体で何か取り組みを図ったということは、今まではないと思います。

【安藤委員長】 ないとなると、この検討委員会は大きいかもしれないですね。

はい。それでは、ちょっと時間が過ぎてきていますので、次のテーマの市民活動団体を育成するための方策で、これはまた議論をしていただかなければいけません。市民活動支援センターの機能ということも、重複してくるかと思しますので、いずれにしてもこういったような条例をつくったり、何かしたときに、それをどう活動する人たちを、それをどう育てていくのか、その辺の基盤的なものをどうつくるかとなりますけれども、その辺について、事務局、3のところをちょっと説明いただけますか。

【事務局】 これは、前回とほとんど同じなのですけれども、市民協働支援センターのあり方と重複するのですけれども、ただ(1)はちょっと違っていますね。これは各市が補助金、助成金の財政支援をしているという部分がございます。これは先ほどの26市の資料を見ていただくとおわかりになるのですけれども、基金をつかって、その基金の中から公共的な活動をしているNPO等に支援をしているという、各市がそういうようにしている、政策をとっております。

これはかなりの市がつくっていると思います。あとは2以下ですね。2、3、4、5、6、7あたりが、実は市民協働支援センターのあり方と密接に絡むわけでございます。1つ申し上げますと、活動場所の提供は当然のことながら、例えば、市民活動のための相談窓口設置というのがありますけれども、これは単なる相談というだけではなくて、いわゆる契約した税理士さん、社会保険労務士さん、弁護士さん等々が契約してございまして、それぞれの市民活動に伴う法的な問題であるとか、労務管理の問題だとかについて、相談に乗っていただくということも、この機能として備えるというのが理想でございます。

以上です。あまり新たなものは出してないのですけれども、特に(1)は八王子をはじめ、いろいろな市でやっております。実は、小金井市は市が財政支援制度がまだできてないものですから、今、社会福祉協議会で具体的にいうと、さくらファンドという、年間約100万程度を原資として、市民活動団体に対して助成をしており、ここに係長が出席しておりますけれども、一定の審査を経て、かなり市民の活動に役に立っているなと思っています。その原資は、年末の共同募金を原資として、100万円を限度に、5万円程度ずつ、20団体くらいに支出して、もう定着してございますが、本来は、それは市のお金でやっている例が多くあります。

【安藤委員長】 はい。いかがでしょうか。

上の、他の中心になるのが、多分1番の部分をどう答申の中に盛り込むかということになるのですが、先ほどの新しい市長の公約の中に、住民税の1%という言い方がありますけれども、あれをこの中に持ち込むかどうかなのです。このやり方は、1%方式というのをやっているのは市川市なのですけれども、今、その方式をこんなふうに入れるかどうかですよね。

【今井委員】 先に住民税下げてもらったほうが……。

【安藤委員長】 どうぞ。堀井さんから。

【堀井委員】 市民提案、行政提案にしろ、このヒアリングの中のまとめに出ている

ような形の協働がどんどん、協働事業として、市民の側に出されてきた場合に、ほんとうに必要なのは、市民のほうの受け皿というか、力なのですね。それで、この3番はとても重要になるのではないかと思います、そのときに、加藤さんがおっしゃっていた、さくらファンドが100万円で、それは小さな市民活動団体にとっては、活動の援助になると思うのですけれども、もっと大きな形でやっていかないと、受け皿としての市民団体は育っていかないと思います。

市川市の例にあるように、やはりどこかに大きなお金を置いて、それが市民の側にうまく回るような形にするのが、いいのではないかと、以前から思っていますので、ぜひ、そこら辺を盛り込めたらというふうに思います。

【安藤委員長】 ほかの自治体ができない、今言ったように、財政措置がどうできるかというのがあって、なかなかできないので、市長がこういう公約を挙げたというのは、それこそチャンスかもしれないのですけれども。玉山さん。

【玉山委員】 2つあって、1つ目は言葉の問題なのですけれども、多分、行政の方たちは何の悪気もなく、育成という言葉、ごめんなさい、育成されたくないとか、すぐ思っちゃうので、何か変わったいい言葉はないかなと、いつも。申しわけありません。

【今井委員】 「おまえに育成されたくねえ」って。

【玉山委員】 ごめんなさい、わがままかもしれません。それともう一つは、堀井さんがおっしゃったことと全く同様なことを感じていて、小金井には市民団体たくさんありますけれども、例えば1人の頑張った人が、家を事務局にして、自分の電話をほんとうに……、持ち出しのように使って、荷物も置いて、その人の周りに人が集まって動き始めたという小さいのがたくさんあると思うのですが、例えばその人が体調を崩したり、違った方向に興味が行けば、そこはもうばらっとなってしまうという、その気持ちは大切だし、支えたいと思うのですけれども、ほんとうにふらふらと。そこが、多分、行政の方たちも安心して担っていただけなのかと思ってしまう大きな要因だと思うし、多分、小金井はほんとうにたくさんそういうのがあります。それで、いい企画や、いい人たちもたくさんいます。その人たちをどうやって支えていくのか、ほんとうに会議の場所一つ、大騒ぎして公民館をとって、やれ昼がいいとか、夜がいいとかも大騒ぎしながら、多分、みんな持ち出しですよ、連絡の手段や、あと、その用紙なんかも。そういう人たちをどう支えていくのか。多分、ほんとうに堀井さんの言ったことの繰り返しになりますけど、こっちがなければ協働はやっぱり成り立たない。非常に重要な、大切なところだと強く感じます。

【事務局】 ちょっと反省しました。育成というところは、このように訂正させていただきませんか。市民活動団体等の活動を充実させるための方策についてということで、以後このように表現させていただければ。

【玉山委員】 そうですね。充実とか、支援……。

【事務局】 育成、上から目線のような感じがちょっとしたんでしょうから。そういう気持ちではないんですけど、多くがこういうふうに使っていますもんですから。以後、市民活動を充実させるための方策についてと。

【玉山委員】 多分、加藤さんも育成されたくないと思うんですよ。申しわけありません。よろしくお願いします。

【安藤委員長】 我々がよく使うのは、育成という言葉をやっぱり避けるんですが、同じような意味で、ニュアンス的には若干同じような部分があるんですが、養成という

言葉をよく使うんです。人を養成していくというね。質的なものも含めて。そういう意味では充実するということでもいいと思いますけれども、この言葉の使い方はまた答申の中では出てくると思いますので、ちょっとそれはチェックを入れていただくということにさせていただいて、今言ったように、ここがやっぱり市民団体をどう強くしていくのか、支えていくのかという意味で非常に重要だという意味で、それには何らかの大きいチャレンジがやっぱり伴うので、今言ったような基金というのは、何らかの形で、しかも市長が言っているような部分もちょっと取り入れるかというふうになんかちょっと思っているんですけども、住民税を安くしてくれたほうがいいのかというような話もありますけれども、でも、そういう基金なんかは幾つか神奈川県とかが持っていますので、そういうことも含めて基金ということと、今言った場所の問題というのは、センターにかかわってきますね。センター機能の中に、今言ったような場所の問題は、よく、我々が使っているのはインキュベーション機能ということで、立ち上がってきた機能、オフィスみたいな、そういうような部分をどうスペースとして確保するかというのも支援センターの大きな役割だろうというふうに思います。

【玉山委員】 さっき新しい市長が言っていた基金というのは、例えば、支援センターの補強には使えないものなんですか。

【安藤委員長】 いや、そんなことは言ってないと思いますよ。ただ、逆に言っちゃえばいいと思うんですね。

【玉山委員】 細かい団体よりも、やっぱりセンターを補強して、そこで動きやすくするのが団体を支援して支えていく、私は一番の根っこかなと。

【安藤委員長】 だから、おそらくこういった中間支援組織を強めておいて、なおかつ、そこからそれぞれの小さい団体を、やっぱり活動したいという個人的なものも組織化しながら育てていくみたいな、このプロセスと大きいところが大きく動けるような、そういうのはそれなりの財源が必要なので、センター機能も含めてそういう大きく動かすときの助成金のあり方みたいなものを含めて、お金が必要なんですよ。その財源措置が多分1%というのは使えるのではないかと。

【玉山委員】 ほんとうに細かい話ですけども、例えば、広報を出すとしても、当然、問い合わせ先って要るじゃないですか。個人の携帯にせよ、家にせよ、載せるのはすごい勇気が要るんです、この個人情報時代に。でも、みんなあえてそのリスクを冒して自分のアドレスを公開したり、携帯を鳴らしてもらったりすることになっている中で、やっぱりこのセンターの充実は非常に望まれるところなんです。

【安藤委員長】 センターの機能の中に、きちんとそういうオフィスを置ける、協働のオフィスというインキュベーション機能をちゃんとつくれということを入れていくと。

【堀井委員】 もう1つ。センターの機能として1つ、各団体の事務局機能をどこまで担えるかわからないけど、そこも担ってもらえるといいなと思っているんですけどもね。

【安藤委員長】 私は、団体の事務局機能は、やっぱり自分たちでやらないと育たない。

【堀井委員】 育つまでの間。小さい団体にとっては必要な部分です。

【安藤委員長】 そのかわり、事務所はどうぞという形にしてあげて、やっぱり私は、市民が自立するには、事務をお願いというのは、これは過去にずっと見てきているけど、

育たないです。逆に言うと、頼ってしまう。だから、そこはちょっと自立した市民活動というのでは考えなければいけないところだと私は思います。個人的にちょっとそんなふうに思うんです。だから、場所の設定はしてあげないといけないと思いますけどね。

【事務局】 私は、ボランティア・市民活動センターというところの職員をやっています。今、ちょうどこういう市民協働支援センターという建物が事務局をとという話が出たんですけれども、この大きい資料あるじゃないですか、6の5という。その11ページをちょっと見ていただきたいんですけれども、ぜひ皆さんにご検討いただきたいのが11ページでして、例えば、協働制度の、府中市ってあるじゃないですか、下から4番目ぐらいですね。「協働制度（支援センター）」というところ。例えば、その府中市なんていうのは、名称が府中NPO・ボランティア活動センターとなっているんですけど、それで、府中市さんには社協のボランティアセンターというのがあるので、ここにあるわけですよ。市民は、駅前にこれがあると、まず、ボランティアしたいとここに行きますよね。でも、ボランティア相談はボランティアセンターにしてくださいというようなことも聞いております。もしそういったセンターをつくる場合のすみ分けというか、例えば、調布市さんは、委員長はご存じなんですが、調布のボランティアセンターがそのまま協働という形で一括でやっているということもあるし、そこら辺のすみ分けというか、役割というのをぜひこの場で皆様に検討していただいて、現在あるボランティア市民活動センターというのはもちろん市民活動団体を応援したりとか、推進、養成もしていますし、個人のボランティアもやっているんですが、こういった先進のところでは社協が担う、担わないは別にして2つあるということも何個もありますので、そういった場合に新しくできた協働のところはこういうところをやる場所だよねと、じゃあ、こういう紛らわしい名前はよしたほうがいいよねとか、じゃあ、今あるボラセンはこういった方法をやっているからというのをぜひ検討していただいて、紛らわしくないようなものにしていただけたらということをお願いしたいと思うんですけど、ご発言させていただきました。

【山路委員】 それは、具体的にこうしたほうがいいのかという中身の提案を、もしあればちょっとやってもらったほうがいいのかと思うよ。すみ分け云々じゃなくて。

【安藤委員長】 これは、ちょっとどういう機能を持たせるかがありますので、それが全く違うものであれば違うでいいし、ダブったのであればどうするか。それで、必ずしもぴったりすみ分けはできないので。ただ、そうすると、その部分はどういう機能をお互いにつくるかとか、1本にするか、いろいろなところで考え方としてはあるかもしれません。

【玉山委員】 多分、市民団体のほとんどはボランティアで形成されていますから、形態、私はちょっと今、具体的ではないんですが、ほんとうはとても密接ですみ分ける必要がないのではと思ったりするぐらいです。

【今井委員】 ボランティアじゃない市民団体ってあるんですか。ないんですよ。

【玉山委員】 ないですよ。という感じがしています。

【山路委員】 安藤さんの言われたことと似たような話なんですが、今度の佐藤市長が言われている住民税の1%。これは非常にすばらしい話だと思いますので、ぜひこれを実現させてもらいたいということを改めて私は、この委員会として申し上げてもいいんじゃないかと。それで、この前安藤さんは行かれたそうですけど、私も被災地へ行ってきまして、見てきたんですが、今、募金がどんどん集まりつつあるでしょう。阪神・

淡路大震災のときに集まった募金が1,800億円だと言われているんですね。それで、今はそれを上回る勢いで募金をご承知のように集まっています、おそらく3,000億円ぐらい、場合によってはいくのではないかとということで、非常に心強い話なんです、その募金の中には、ちょっと改まった話ですが、義援金と支援金と両方あって、被災者を支援する人たちへの募金も集まっています。そういう意味ではこと同じ構図で、実際に市民活動をやる人たちに対する支援というのはやっぱり非常に重要だというのは、被災地も、こういう日常の市民活動も同じ構図ですよ。

問題は、何を言いたいかというと、その募金の使われ方もさることながら、実際、復興に必要な資金というのは、だんだん明らかになってきていますが、20兆円だといわれているんですね。そうすると、仮に3,000億、場合によっては2,500億ぐらいになるかもしれませんが、集まったとしても、日本のそういう、いろいろな人が、ソフトバンクの孫さんが100億円寄附したといいますが、全体の中で微々たるものなんです。だから、その意味では寄附の文化というのは非常に希薄だから嘆かわしいんだけど、そんなことを言っても進まない、やっぱり、財源をきちんと確保して出すということが、大震災の被災地もそうだし、ここでの、この地域での市民活動に対する支援もやっぱり避けられない話だと思うんですね。そういう意味では、住民税を1%下げたほうがいいという今井委員の意見に対しては、私は、冗談で言われたと思いますが、断固反対です。

【今井委員】 住民税1%下げるのではなくて、もともと住民税が高いんだという話で、取ったところからさらに1%なんて。

【山路委員】 ただ、やっぱりそれは全体の中からは、日本の負担率は国際的に見てもまだまだヨーロッパに比べれば低いわけですよ。やっぱりこれからの社会を考えると、出すものはきちんと出すということをしていかないと、確かに住民税1%を捻出するというのは大変だと思うけれども、やっぱりそういう財源をきちんとしないことには、その活動の場も、それから、やる人たちの支援もできないですから、それはきちんとしてくれよということもここで少し、改めて確認したほうがいいのではないかと。

【川合副委員長】 ちょっとまた別の観点ですけど、このつくってくれた資料を見ていると、提案制度の中に予算の話が出ているじゃないですか。そうすると、ほとんどが上限25万とかなんです。一番高くて100万程度なんですよ。ちょっと、そんなことも今回の提案の中に入れるかどうか分からないけど、例えば、1,000万円で行うとか、その辺の、もっと大きくとらえた予算のとり方、あるいは推奨の仕方とか、そんなことというのは入れられるのかどうか。僕的にいえば入れてほしい。そうでないと大きな仕事はほとんどできないなという感じが、実はこの資料を見ながら思っていたんですが。

【山路委員】 ただ、あんまりお金が来なくて、ほんとうにそれを使いこなせるような力を市民の側が備えているかどうかということも問われるわけですよ。

【川合副委員長】 それもものすごく大きいですよ。小さい投資は、やっぱり年間100万程度だったら大したことはできないですよ。何にもできないと思うんです。

【安藤委員長】 肝心なのは何かというと、これはちょっと、ここで言うかとなりますけれども、今言った災害のところでも出たんですけど、要は人件費を込みにして出せるかどうかなんです。これが大きいんですよ。だから、10万、20万は、ものを買ってちょうだいというだけの助成金なんですよ。だけど、この仕事を協働でやろうと

したときは、人件費込みですという発想がないと、多分回っていかない。だから、今回の震災で中央共同募金会が初めて人件費に触れて、あの活動支援金の中には人件費を含めて結構ですということになった。だから動くんですよ。

【玉山委員】 それは画期的だと思いますよ。

【安藤委員長】 画期的なんですよ。

【玉山委員】 普通の助成金は、消耗品か、備品を買うか以外に人件費という発想はないですよ。

【安藤委員長】 ないですよ。だから、少なくともこの事業を進めるための人件費1名分とか、そんなに高い金額ではないですけども、それをやるには、やっぱり今言ったように500万円とかそういう金額がないと回らないです。

【玉山委員】 だから、多分市民団体は活動資金を捻出するためにパートで働いて、もっと忙しくなっちゃうなんてことも往々にしてあります。

【安藤委員長】 無論、10万でやれるところもあるから、それは幅が、ちょっと残しておかないといけないので、そういう仕掛けをちょっと考えとしては入れておかないといけない。

【山路委員】 まあ、今度支援金が出てきたのは大きいですよ。支援金というのがクローズアップされて、人件費も含むと。

【安藤委員長】 そう、これは大きいです。共同募金の発想を変えましたからね、これで。

はい、ありがとうございました。あと15分ほどしかありませんので、そんなようなことも含めて基金ということ、それから場所の問題、センター機能のこと、これはまた後でやることにして、この中ではインキュベーション的なものもきちんと入れていくということを言いたいわけです。

それでは、4枚目のところの環境整備について、ちょっと事務局、すみません。

【事務局】 はい。これは従来から懸案になっております。ここで、実は資料としてお出ししております。これをちょっとごらんいただきたいと思います。最後の資料なんですけども、6の4をごらんいただきたいと思います。実は、これは市民協働に関する小金井市実態調査報告書の中の、市民協働を推進するための課題等ということで、実は非常にこの課題等に関係が深いと思われる部分を抜粋してございます。この中で、実は環境整備についてほとんど議論しております。その中から抽出したものがここに載せてあるんですけども、これは六十数ページの中から3分の1ぐらい抽出しました。縮減になりましたけれども、かなりの部分で課題等に触れてございます。

例えば、ヒアリング。7ページをごらんいただきたいと思います。職員が意識改革をどのように進めていくかというやりとりがここにあります。こういうのを参考にしながら、多分、起草委員会では起草作業が進められるのではないかなと思っております。

それから、実際は市民協働の担い手等の発掘、人材発掘、育成というのはあまり議論にはなっておりません。それから、市民……、これは別問題ですね。

ですから、2回ですけど、あまり触れていない部分もあるんですけど、こういうのがやはり必要不可欠だろうということで、答申文の作成過程では議論をしながら成文化していく必要があるのかなと思っております。

あまり補足説明になっておりませんが、状況はそういう状況です。

【安藤委員長】 ありがとうございます。

いずれにしても、ここがまだちょっと幾つか出てくるかというふうに思いますが、多分ヒアリングをしてお感じいただいたのは、やっぱり職員の方が協働とかこういった部分についてどう思っていくかみたいなところが非常に重要なのと、先ほど堀井委員からも出ましたけれども、やっぱり団体側がどう充実していくかという両方がないと、やっぱり市民協働とかこういうまちづくりをやっていく上ではできませんので、その辺のところをちょっと意識しているもので、それを少し進むためにどういう環境設定をするかというこの部分でございますので、逆に、職員の方はきちんと研修は、協働の研修をちゃんとやってくれみたいな、職員研修課とか人事課みたいなところでちゃんとやるとか、そういうようなことを含めて職員側の意識、団体側も意識を出していただくという、そんなようなことを少し条件として入れられるといいかなというふうに思っています。

【玉山委員】 例えば、条例にした場合、市の職員の方々の協働意識の向上というのは、やっぱり期待できる部分はありますか。

【安藤委員長】 ありますね。条例化するとね。

【玉山委員】 条例化されたら。

【今井委員】 そうですか？

【安藤委員長】 うん。

【今井委員】 基本的にはあまり……。

【安藤委員長】 だめですか。

【今井委員】 やらなかったときに、どこに言えばやってもらえるのか、どこからダメとやってもらえるか動きやすしてくれるのかとかが、絶対やらないと思うんだよね。

【安藤委員長】 どうですか。

【今井委員】 動かないと思う。

【事務局】 さきに出されました報告書の中でも、職員間の認識の違いだとか研修の充実というようなお話がございました。私どももいろいろと検討しているところなんですけれども、4月に採用された新入職員に対しまして、これまでやってなかったんですけども、市民協働の推進についてというテーマで、ここにいらっしゃる加藤さんに講師をお願いしまして、1時間ほど、新入職員に対して講義をしていただきました。中には、協働という言葉初めて耳にしたというような新入職員もいたんだろうと思いますけれども、入所後すぐの新人研修で、市民協働の重要性について触れることができましたと。今後配属された職場において新たに取る業務を遂行していく中で、今回の研修を生かしてもらいたいなというふうに思っております。今後も職員研修の予定等はございますので、今、委員長のほうからお話もございましたけれども、職員課のほうとも十分に連携をしながら、有意義な研修の実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【安藤委員長】 はい、ありがとうございます。

ほんとうに、研修というのは多分大事なんですけれども、座学研修は多分そんなに身につかないので、もう一個言うと、できるかどうかわからないんですけども、新しい職員でも中堅職員でもいいんですが、NPOに1年間出すというぐらいの気力を持たないと育たないというがあるので、そこがどこまでできるのか。これは市長采配だというふうに思いますけれども……。

【玉山委員】 横浜かどこかが……。

【安藤委員長】 いや、いろいろな自治体がやっていますよ。柏とか、松戸とかというの、いろいろなNPOに行かせて、1年間。

【堀井委員】 受け入れるNPO法人を育てないと。まず、そこですよ。

【安藤委員長】 そうです、そうです。逆に言うと、そういうNPO法人を。だから、お互い様なんですよ。いずれにしても新しい研修の仕組みを提案していかないといけないかなという感じがします。

【玉山委員】 個人的には、研修だけではなくて、やっぱり庁内検討委員会をぜひ、していただければなと思っています。

【安藤委員長】 ありがとうございます。そうしますと、こんなようなことを、この会議は今回はちょっと大枠の、基本的な部分を起草するための考え方の柱を議論していただきましたので、あと、細かい部分については起草委員会のほうに多分ゆだねなければならないというふうに思っております。もう1回ありますので、そのときにまた不足している部分については全体を通してご意見をいただければと思います。

先ほどのスケジュールがあったかというふうに思いますが、第7回、6月29日のところでは、契約のところの小委員会というふうに少し具体的なものに入らせていただきたいと思っておりますので、このときにも、今日議論していただいた部分の不足分があればご意見いただきますので、そのつもりで来ていただければというふうに思います。時間、何時でしたっけ。

【事務局】 6時半です。

【玉山委員】 昼、夜、昼、夜でしょう。

【安藤委員長】 その他になりますけれども、その他について、白井委員が何かこの間いろいろなワークショップをされてきたということで、ちょっとご報告いただけますか。

【白井委員】 はい。よろしいですか。では、このあり方検討委員会から派生して、協働推進ワークショップというのを、コミュニティ文化課、あとはひ・ろ・こらぼさんのほうで委託を受けておられて、開催してきました。

一応、ここに最新の、先週土曜日にやったワークショップのワークの結果の資料を張り出しているんですけども、3つ事業を検討してまいりました。今まで、全7回ワークショップを行って、プラス、各事業に関する他市事例みたいなものの視察も行いました。

3つというのは、1つ目は樹木廃材の事業ということで、落ち葉とか、ああいう廃材をチップ化してそれを循環できないかというのを検討していく事業。もう1つは、これには書いてないですけども、コミュニティーポータルサイト運営事業ということで、ポータルサイトというのは玄関ですよ。小金井市に入ってきて、そこの情報だったり、地域情報、そして市の情報を含めて、要するに情報を提供していこうという、玄関のウェブサイトをつくっていこうという事業です。要するに、ここがちょっと2つシートが分かれているんですけども、ロケーションサービス事業ということで、平たくいうとロケ隊を呼んで、小金井市に人を呼んでいこうと。知らしめて、ロケ隊を呼んで、来てもらって、それをテレビ、映画を見た人が、さらに小金井いいなって来てもらおうと、そういう事業。3つ検討してまいりましたと。

それで、一応7回で一通り終わりなんですよ。ワークショップという形では全7回、

最終土曜日が終わりましたが、それで終了と。結論、状況からいいますと、まず、樹木廃材の事業についてはやらないということになりました。それで、これはすみません、加藤さん、報告していただけますか。

【事務局(加藤)】 これは、私が所属したワークショップのチームなんですけれども、行政のほうで実は樹木廃材が臨時的にかなり出ていると。それを三楽公園というところに集積してそのままにしてあるので、これを市民協働でチップ化できないかという提案があって、それに向けてずっと5回、6回と検討を重ねてきたんですね。それで、やろうと、しかも拡大をする方向で検討を重ねてきたんですけれども、実は、行政の方針がそれを業者委託するというので、市民協働の、どうもその部分の材料がないということから、これについては断念すると。しかし、落ち葉等についてはまだ余地があるので、これを提案したらどうかということの柔軟性を持って最後まで終わっておりますので、断念だけではありません、それは。

【玉山委員】 チップ化にする機械の……。

【事務局】 それも購入してやるかとか、いろんなことをやっていたんです。

【堀井委員】 でも、その課題については、行政側がこういうのをやりたいということで提案していたわけですけど、きちんとした提案をして出されなかったという課題が残るのではないかとこのように思います。

【白井委員】 だから、今後協働を進める上で……。

【堀井委員】 ええ。行政が提案する場合に、今回は予算のないところで始まっていますけれども、行政として協働を進めていこうというのが大前提としてあって、それで市民と協働していくというテーブルに来ないと、途中からそれはなくなったというのはちょっとまずいなと思います。そこまでちょっと整理をし切れなかったんですけど、途中でやめることになった事例としてきちんと整理していこうと思っています。

【白井委員】 2つ目のコミュニティーポータルサイト事業に関しては、一応、これは詳しくは僕も入っていないので知らないんですけど、補正予算を請求して予算をとって、外部委託ですかね。

【事務局】 補助金ですね。

【白井委員】 そうですね。補助金を出して、外部で団体を選定してやっていくという方向で今、進めています。スケジューリングでいうと、一応10月をめぐりにプロポーザルを開始して、募集をかけて、11月に団体選定、1月から運用開始という、現段階ではそういう形で進めております。

もう1つ、これは私も入っているんですけど、ロケーションサービス事業ということで、これは引き続き、実は7回で終わりましたが、引き続きみんな集まって、やる気もあるのでということで検討していくことになっています。一応、ここにスケジュールをずっと書き出しているんですけど、一応、2年越しのスケジュールです。最終的には平成25年度の4月からこの事業というのをきっちり、予算というののもとりながら運営していこうという形で考えていまして、一応、今年の11月をめぐりに事務局を立ち上げて、ここから準備をして、この事業というのをつくっていこうという話です。一応、次は7月2日に第8回の会議をするということになっています。

事業の概要は以上です。

私が参加しているということで、一応委員ではあるんですけど、一般市民という目線でも参加しました。まず、このワークショップに参加した人たちなんですけれど

も、大体、1テーブルにつき5名から、多いところで10名という参加です。

【玉山委員】 1テーブルというのは、1テーマ。

【白井委員】 1つの事業につき1つのテーブルを設けて、ずっと検討していたんですけどね。

ただ、参加者が、私を含めて委員が4名。あと、市の職員の方も結構いらっしゃいました。あと、例えば観光協会の方だったり、比較的こういうことにかかわってきたNPOの方だったりだとか、私からすると関係者が大半だったんですよ。それは当然、やっぱり協働というところが、言葉自体、もしくは告知、周知徹底というのもまだまだ十分じゃないというのが1つあるんですけれども、ただ、1ついい情報としては、私自身もちょっと頑張ったんですけれども、ツイッターとかで発信すると、結構、「いいね」と言って食いついてきて、3人ぐらい一般市民を釣りましたので。

【川合副委員長】 そうなんだ。

【白井委員】 なので、実はそういうニーズというのはやっぱりあるのかなと。そういうニーズはあるので、それをいかにそういう人と結びつけるかみたいところだと思いますので、そういうところは最終的にはよかったんだろうなと。やりようによってはやっぱりそういう、今までかかわっていない一般市民が参加するということもあり得ると、そういうポテンシャルを感じました。

あと、進行の部分は、ひ・ろ・こらぼさんのほうで担当していただいて、各テーブルに1人ずつ入っていただいて、多分、非常に難しかったと思います。なぜかというのと、私もそうですけれども、いろいろな立場の人が、やっぱり会社と違うので、1つのテーマに対していろいろなそれぞれの、ある意味スキルだったり考え方だったりロジックの進め方だったりとかがさまざまある中だったので、多分大変だったと思うんですけれども。ただやっぱりそういう市民がそれぞれ立場の違う人たちが集まってでもつくってく仕組みというのは、これから本当につくっていかなくやいなというふうに思いました。あと感想ですけど、非常に貴重な体験だったなと思います。ゼロから検討、もともとやっている事業じゃなくて、今後検討していくということ、事業をつくっていくということ自体非常に大変なことなので、当然7回のワークショップでは、完全にできないと思うんですけど、ただ検討していくとか、形になりつつあるのもありますので、一つこれは協働のいい事例としてつくっていければいいのかなと思います。あとちょっと課題かなと思うところも、色々あるんですけどね。その中でもなんとなくやっぱりお金ありきになっちゃうところ、どうしても何かやろうと思ったら、さっきの人件費の話も含めてそうなんですけど、そこって大きな壁なのかなと思います。ボランティアにやってもらうとか、NPOで安くやってもらうとか、そういう発想が先にでてしまって、もしくは市民側からすると行政お金出してよみたいな、一番にでてくる発想がそれっていうのは変えたいなと思っています。一応こちらのロケーションサービス事業でいうと、お金を稼ぎつつこの事業をやっていく、協働でやっていくっていうのをできないかなと考えていますので、これはまた追って報告できるかなと思います。もう1つは、若い人にもっと参加してほしいなと思ひまして、僕自身も何人か釣り上げたんですけど、失礼ですけど、50歳以上の方がほとんどなんで、それをなんとかできればなと思います。

【安藤委員長】 はい、ありがとうございます。それでは、事務局何かありますか。

【事務局】 次回の日程をお願いします。

【安藤委員長】 7月20日10時から12時までとします。

【事務局】 先ほど、今後の課題と進め方についてたたき台として出ささせていただきましたけれども、概ねこういう進行でよろしいかどうかの確認がほしいんですけれども。

【安藤委員長】 はい。こういう日程になるんじゃないですか大体。ただ小委員会の方には、申し訳ないんですけど、ぎゅっと詰まりますので、全体の委員会としてはこれくらいの日程で進むと思いますが、よろしいですか、大体。少しずつ微調整しながらやりたいと思いますが。はい、こんなようなスケジュールでいきたいと思います。次回よろしくお願ひします。お疲れ様でした。

—— 了 ——